

八登 通
1) 勞働者側

叔上ノ如ク配達夫ハ要亦書ニ對シ拒絶セラレメルン以テ罷業ト共ニ赤坂方面ノアシトニ引揚サレ五月以降三人一組トナリ得意先ヲ戸別訪問シ争議中新聞ノ講演中止方ヲ勧告シツ、アリ

2) 事業主側

配達夫ノ罷業ト共ニ大森町時團生ヨリ七名移動就勞セシメ營業中十七カ近ク對策ヲ決シシ折衝ノ豫定ナリ

3) 甘ノ他

争議家加者氏名如シ
金沢秀三(舞人) 山下秀雄(舞人)
松井下 長曾太郎 小下 春
細谷政太郎

通(通)服也

(附記) 要亦書

- 1. 新着書籍類及洋書 一、号巨ノ終結雜集スルニト
 - 2. 店ニ要スル一切ノ口數ハ合店矣ト今孫、上決定スルニト
 - 3. 店側ハ従前通り答認スルニト
 - 4. 終結考査表也 2. 集會各島集會区域別担当者ニト
 - 5. 歩合表ニ主款ノ以歩合支給スルニト 4. 紙原料五系
 - 6. 折込手數科割支給ノニト 6. 倉庫ハ外倉トシ毎々理至五歩
 - 7. 支給ノニト 7. 貯貸結科以内店矣ノ任意ニスルニト
 - 8. 勸誘ハ特別勸誘セザルニト 店側ノ任意ニスルニト
 - 9. 勸誘科出系方一部共歩位引ハ共矣ニテ視ルルニト
 - 10. 純増科一部ニ共矣 11. 一切ノ赤債ヲセザルニト
 - 1. 争議中ノ終結及争議費用ハ店ヲ負担スルニト
 - 2. 純増支給終結ニ以テサハルニト
 - 3. 店ニ居候及手簿勸誘支給ヲ委分ヌニト 但シ(通動勸誘支給別)
- 石裏取書ト同一内容ヲ有スル要亦書新住山主後ニ對シ業ヲ行ケ即
着、永シカニ一覽セザルニ長男太郎五名ハ一齊ニ二千三ノ年